

教育子ども委員会報告資料

報告第21号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・P 1

報告第22号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・P 3

除草作業中の事故について

・・・・P 5

令和元年 9 月
教育委員会

報告第 21 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童又は生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 138,546	平成31年 3月7日	令和元年 6月17日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 326,263	平成31年 4月17日	令和元年 6月20日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 326,263	平成31年 4月17日	令和元年 6月20日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 235,933	平成31年 4月17日	令和元年 6月20日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 235,933	平成31年 4月17日	令和元年 6月20日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 306,572	平成31年 4月24日	令和元年 7月9日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 306,572	平成31年 4月24日	令和元年 7月9日

報告第 22 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和元年 6 月 27 日訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 248,593	平成31年 2月4日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 207,975	平成31年 3月19日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 207,975	平成31年 3月19日

除草作業中の事故について（第一報）

校内での除草作業中に事故が発生したため、報告するもの。

1. 損害賠償の相手方及び損害賠償額

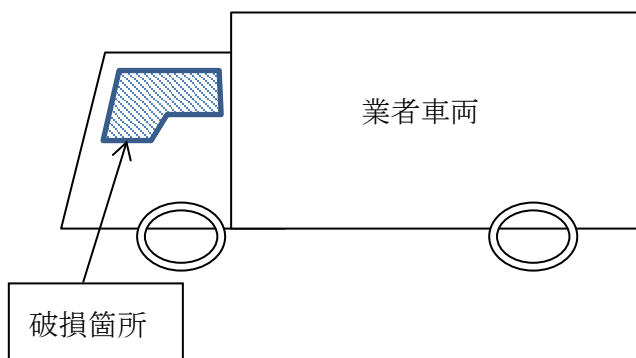
損害賠償の相手方	損害賠償額
※個人が特定される情報については掲載していません。	調査中

2. 事故の概要

令和元年7月17日午後3時15分頃、教育委員会東住吉小学校所属の職員が、同校の東門付近において除草作業を行っていた際、電動草刈機の刃により跳ね飛ばした小石が、作業場所から約5m離れた場所に駐車中の相手方〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が賃借する貨物自動車に当たり、当該車両の左ドア窓ガラスを破損させ、損害を与えたもの。

(1) 損害の程度

相手方が賃借する、貨物自動車左ドア窓ガラス（1枚）の破損



(2) 事故現場見取図

別紙のとおり

【事故現場見取図】

